

# 介護福祉士国家試験対策講座

## <人間の尊厳と自立>

～学習方法と出題ポイントを理解しよう～

## 「人間の尊厳と自立」

### <主な関連科目>

- ・介護の基本

### <学習のポイント>

- ・常に高齢者や障害者の人権を護る、尊厳を尊重する、という利用者(家族も含む)本位の支援の視点を軸に判断する。
- ・それに関わる諸制度についても併せて学習することで、他科目との理解の一体化を図る。

### <押さえておく内容>

- ① 社会福祉の理念(ノーマライゼーション、自立)を基本に正しく解釈し判断できるようにする。
- ② 社会福祉の理念にのっとった支援について理解する。
- ③ 「人権」に関する知識を深めておく。
- ④ 社会福祉の理念に関わる各法について押さえておく。
- ⑤ ソーシャルワーク(援助技術)、介護の概念、介護の理念などの理論を理解しておく。

#### ① 社会福祉の理念(ノーマライゼーション、自立)の意味

- ・ノーマライゼーションの主語は誰なのかを明確にする。

→ 障害の有無にかかわらずすべての人たち

- ・考え方 → 障害や疾病があってもノーマルな生活を普通に営める社会こそ当たり前

- ・基礎知識としてのノーマライゼーション → いつ、どこで、だれが、どのようなことから  
バンクミケルセン、ニリエ、糸賀一雄の3名は押さえておく。

- ・ノーマライゼーションを基にした考え方 → バリアフリー、ウェルビーイング

- ・自立の解釈 → 支援を受けないことばかりではなく、積極的に支援を受けることで

利用者自身のQOLの向上につながるならば支援を受けることも大切である。

#### ② 社会福祉の理念にのっとった支援

- ・福祉専門職(援助者)の立位置 → 利用者と援助者は常に「対等」である。

- ・どのような状況下であっても、まず利用者の思いを受けとめる。→

あくまで支援は利用者本位で考え、利用者の最善の利益になっているかで判断する。

- ・職業倫理、綱領 → 守秘義務、配慮、プライバシー、個人情報保護

#### ③ 「人権」に関する知識

- ・高齢者および障害者の虐待の定義 → 児童虐待の定義+経済的虐待

- ・身体拘束の禁止(厚生労働省) → 職務上の許容範囲の確認

- ・権利擁護 → 日常生活自立支援事業、法定後見制度(成年後見制度、任意後見制度)の  
概要、アドボカシー(代弁)

#### ④ 社会福祉の理念に関わる各法

##### 国連による人権規定

- ・世界人権宣言 1948 年
- ・国際人権 A 規約(社会権)、B 規約(自由権)1966 年
- ・障害者の権利宣言 1975 年
- ・障害者の権利に関する条約 2006 年
- ・知的障害者の権利宣言 1971 年
- ・児童権利宣言 1959 年
- ・児童の権利に関する条約 1989 年

##### 日本国憲法による人権規定

- ・第 11 条→基本的人権
- ・第 13 条→個人の尊重

##### 各法律による規定

- ・障害者基本法 第 1 条 →目的
- ・障害者総合支援法 第 1 条-2 →基本理念
- ・障害者差別解消法第 1 条 →目的
- ・高齢者虐待防止法 第 1 条 →目的
- ・障害者虐待防止法 第 1 条 →目的
- ・社会福祉法 第 3 条 →福祉サービスの基本的理念
- ・生活保護法 第 1 条 →目的
  
- ・職業倫理→社会福祉士及び介護福祉士法 第 44 条-2、第 45 条~47 条、第 50 条  
日本介護福祉士会倫理綱領 第 3 条、第 5 条

#### 問題 アドボカシー

Dさん(78歳、女性)は、2年前に血管性認知症と判断され、訪問介護(ホームヘルパー)を利用しながら生活している。最近では下肢筋力が低下し、たびたび転びそうになっている。また、火を消し忘れることが増えている。同居している長男は、Dさんのことを心配し、好きな料理をやめさせようとしている。

Dさんへのアドボカシーの視点から、訪問介護事業所が行う支援として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 料理をやめるように説得する。
- 2 配食サービスの利用を提案する。
- 3 近隣住民に、回覧板でDさんと長男の状況を詳しく知らせる。
- 4 調理器具を工夫し、料理を安全な環境でできるようにする。
- 5 過去の似た事例を参考に、住宅の環境を整備する。

解答 4